

土砂災害対策の強化に向けた検討会規約（案）

（名称）

第1条

本検討会は、「土砂災害対策の強化に向けた検討会」（以下、「検討会」という）と称する。

（目的）

第2条 検討会は、本年10月に東京都大島町で発生した土砂災害等を教訓として、既存計画の対象としていなかった現象や大量の流木に対処するためのハード対策、および土砂災害から住民の生命を守るための警戒避難対策等のソフト対策の強化について、国、地方自治体の役割をふまえながら、専門的な学識経験等に基づき検討することを目的とする。

（委員の委嘱）

第3条 委員は、学識経験等のある者のうちから、水管理・国土保全局長が委嘱する。

（検討会の組織構成）

第4条 検討会には委員長を置く。

- 2 委員長は、検討会の会務を処理し、検討会を代表する。
- 3 委員長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（検討会の開催）

第5条 検討会は、委員長が招集する。

- 2 検討会は、半数以上の出席をもって行うものとする。

（検討会の公開）

第6条 検討会は公開を原則とする。

- 2 検討会資料および議事要旨は速やかに公開するものとする。
- 3 議事要旨については、あらかじめ委員に確認の上、公開するものとする。

（分科会）

第7条 検討会に、次の表の左欄に掲げる分科会を置き、それぞれ同表の右欄に掲げることを行う。

名称	実施事項
ハード対策分科会	土砂災害対策を強化するハード対策
ソフト対策分科会	土砂災害対策を強化するソフト対策

- 2 分科会には分科会長をおく。

- 3 分科会に係る取扱いについては、原則として、本規約に準じるものとする。なお、必要に応じ、分科会長は本規約と異なる取扱いとすることができる。

(事務局)

第8条 事務局は、水管理・国土保全局砂防部砂防計画課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。